

1 全体的事項

- (1) 事業計画地及びその周辺に位置する青葉山、広瀬川及び竜の口溪谷等の一帯は、国指定天然記念物及び史跡をはじめ広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域や杜の都の環境をつくる条例の保存緑地などに指定されているとともに、奥羽山脈に連なる緑地環境保全地域等に近接するなど、本市中心部近傍に位置しながら豊かな自然環境が維持されてきた貴重な地域であることから、このような地域特性を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 方法書に記載されている事業計画は、土地利用計画、施設計画、道路計画、水利用計画、雨水排水計画及び工事計画などが具体的に記載されていないことから、環境影響評価準備書においては、これらについて前述の地域特性を充分考慮の上、可能な限り具体的な記述を行うこと。また、これらを踏まえ、環境影響評価項目や調査、予測及び評価手法等の合理性について検討すること。
- (3) 当該事業に近接して行われる高速鉄道東西線及び都市計画道路等の他の事業における工期の重複等による環境影響について、必要に応じ各事業者等との調整の上、調査、予測及び評価を行うこと。

2 個別的事項

(大気環境)

- (1) 大気質の予測、評価に当たっては、事業計画地及びその周辺の地域特性を考慮し、可能な限り事業計画地に近接している観測資料を活用すること。
- (2) 騒音については、事業特性及び地域特性を考慮し、調査、予測及び評価地点を適切に設定するとともに、土地利用の状況等に応じて、高さ方向も含めた面的な予測及び評価を行うこと。

(水環境)

- (1) 供用後における農薬等の使用による雨水の水質への影響について検討するとともに、必要に応じ環境影響評価項目として選定すること。

(土壌環境)

- (1) 事業計画地は、以前ゴルフ場として農薬等が使用されていたことから、土壌汚染について環境影響評価項目として選定すること。

(動物、植物、生態系)

- (1) 動物、植物及び生態系については、既存の調査報告書や環境影響評価書などより多くの文献等を参照して、当該計画地及びその周辺の地域特性を把握し、調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 供用後における自動車の走行や農薬・肥料・融雪剤の使用等による動物、植物及び生態系

への影響について、環境影響評価項目として選定すること。

- (3) 動物については、必要に応じ聞き取り調査を実施し適切な生息状況の把握に努めるとともに、その結果を踏まえ調査、予測及び評価を行うこと。また、コウモリ類については必要に応じかすみ網調査を実施すること。
- (4) 植物相及び植生に関する調査については、現地の状況に応じて調査地点や調査頻度を適切に設定すること。
- (5) 生態系については、地形・地質、土壌、水象などの基盤環境、当該地域に生息、生育する種や群集の生態、及びそれらの相互関係について、生態系の類型化及び類型区分毎の構造や食物連鎖等の概念を用いて詳細に整理するとともに、幅広い観点から注目種・群集を選定し、選定の理由や経緯等を明らかにすること。

(景観)

- (1) 眺望景観については前述の地域特性を考慮し、青葉山稜線等への影響について、適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、眺望景観の他に事業計画地周辺の道路等からの景観についても調査、予測及び評価を行うこと。